

令和3年8月31日

各小・中学校 保護者 様

大津町教育委員会

「まん延防止等重点措置」適用期間中の学習支援について

保護者の皆様におかれましては、日頃から各学校の教育活動にご支援・ご理解をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

また、夏季休業期間中も新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に献身的にご協力いただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、前期後半が始まりましたが、各学校でも非常に強い危機感をもち、校内での複数回の検温、感染のリスクが高い学習活動の禁止、給食時の黙食、部活動の中止など、万全の感染対策を実施しているところです。

ただ、県内の感染者数の増加に伴い、大津町でも児童生徒の感染拡大が懸念される状況です。

つきましては、感染の不安があるため出席停止を望む児童生徒に対して、下記のとおり、オンライン等による学習支援を行います。

なお、学習支援内容の詳細につきましては、各学校からお知らせしますので、希望される場合は直接各学校にご相談いただきますようお願いいたします。

記

1 対象

- ・保護者から感染が不安で登校を控えたい等の相談があり、校長が出席しなくてもよいと認めた児童生徒

2 期間

- ・まん延防止等重点措置適用期間中（令和3年9月12日まで）で校長が必要と認めた期間  
※まん延防止等重点措置が延長された場合は、対応期間も延長

3 内容（詳細については各学校から周知）

- ・教室の授業をライブ配信することによるオンライン学習  
※他の児童生徒の肖像権の関係上、原則として教員と黒板を中心に配信
- ・授業内容に関する課題を課し、その提出による学習状況等の把握 等

4 指導要録上の取り扱い

- ・「欠席」とはせず、「出席停止」として取り扱う。

5 その他

- ・教育相談等を希望する児童生徒には、放課後等を活用して実施する。
- ・児童生徒の学習状況や成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わないこととする。